桜川市指定地域密着型(介護予防)サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準 を定める条例の制定に関する市民意見(パブリック・コメント)の募集について

1 市民意見 (パブリック・コメント) を募集する条例

桜川市においては、次の2つの条例を制定します。

条例制定に向け、市民の皆様の意見を反映させる機会を確保するために、市民意見(パブリック・コメント)を募集します。

- ① 指定地域密着型サービス(※1)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 指定地域密着型介護予防サービス (※2) の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (※1) 指定地域密着型サービスとは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型 特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを いいます。
- (※2) 指定地域密着型介護予防サービスとは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模 多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護をいいます。

2 条例制定の背景

国は、地方自治体が所管する事務について自ら条例を制定する範囲を拡大することなどを目的とする「地域主権改革」を進めています。これは、住民に身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするためです。

この一環として、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年4月28日に、また「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月15日に制定されました。

それらの中で、介護保険法等について所要の改正が行われ、これまで介護保険法や厚生労働省 令により規定されていた指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関す る人員、設備、運営に関する基準を、市が条例で定めることとなりました。

条例は平成25年4月1日から施行予定で、制定業務を進めています。

3 根拠となる介護保険法の条項

(指定地域密着型サービス事業者の指定)第78条の2第1項、第4項第1号、第5項 (指定地域密着型サービスの事業の基準)第78条の4第1項から第3項

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)第115条の12第2項第1号、第3項 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)第115条の14第1項から第3項

4 条例制定の基準となる省令

市が条例を定めるにあたり、基準となる省令は次のものとなります。

① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)

5 基準の類型について

介護保険法の改正により、上記の厚生労働省令(平成18年厚生労働省令第34号・36号) の位置付けが「基準」から「条例制定の基準」に改められました。

このことにより、厚生労働省令で定める基準が、条例を制定する際の「従うべき基準」、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」の3つの区分に分類されました。

これらの基準は、次のように定義されています。

類型	法的効果	異なるものを定める許容程度
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束す	法令と異なる内容を定めることはできな
	る、必ず適合しなければならな	いが、基準に従う範囲内で地域の実情に応
	い基準	じた内容を定めることは許容される。
標準	通常よるべき基準。条例内容は	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情
	国の基準を標準とする範囲内	に応じた「標準」と異なる内容を定めるこ
	でなければならない。	とは許容される。
参酌すべき基準	条例の制定にあたり、国の基準	国の基準を十分に参照し、妥当性を検討し
	を十分参照し、妥当性を検討し	た結果であれば、地域の実情に応じた内容
	たうえで判断しなければなら	を定めることは許容される。
	ない。	

6 条例案に対する市の考え方

- ① 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員(介護保険法第78条の2第1項) 当該施設の入所定員は、国の基準の上限である29人以下とします。
- ② 申請者の資格に関する基準(介護保険法第78条の2第4項第1号、第5項、介護保険法第 115条の12第2項第1号、第3項)

申請者の資格は、「法人」である者とします。

③ 事業者及び施設の指定基準(介護保険法第78条の4第1項から第3項、介護保険法第11 5条の14第1項から第3項)

今回の条例制定にあたっては、ほとんどの条文において、桜川市の実情に国の基準(厚生労働省令)を上回る基準または異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準(厚生労働省令)に基づいた条例の制定を考えています。

ただし、一部の参酌すべき基準の項目について、下表の通り桜川市独自の内容を盛り込み、地域密着型(介護予防)サービスの更なる質の向上に努めていきます。

基準の項目	国の基準	条例案	市の考え方
指定地域密着型	なし	地域包括支援センターを追	『桜川市高齢者福祉計画・介
サービス及び指		<u>加</u> する。	護保険事業計画』に基づくと
定地域密着型介			ともに、地域包括支援センタ
護予防サービス			ーが中心となって地域包括
の事業の一般原			ケアの充実を図る。
則			
指定地域密着型	なし	非常災害対策の規定に、食	『桜川市地域防災計画』及び
サービス及び指		品・飲料水・その他災害に	『桜川市高齢者福祉計画・介
定地域密着型介		際し必要な物資の備蓄及び	護保険事業計画』に基づくと
護予防サービス		地域住民・他の社会福祉施	ともに、県条例で定める介護
の事業の運営基		設等との連携協力体制の整	サービスとの整合性を図る。
準		備に努めることを追加 する。	
指定地域密着型	居室の定員は1	居室の定員は1人。必要と認	所得が少ない利用者を考慮
介護老人福祉施	人。必要と認めら	められる場合は、 2人以上4	し、利用料が低額な多床室の
設入所者生活介	れる場合は、2人。	人以下とする。(※但し、ユ	設置を可能にする。また県条
護の事業の設備		ニット型については適用し	例で定める指定介護老人福
基準		ない)	祉施設との整合性を図る。
事業所が保管す	2年間保存しなけ	5年間 保存しなければなら	地方自治法第236条第1
る利用者に対す	ればならない。	ないとする。	項により、介護報酬の返還請
るサービス提供			求権の消滅時効が5年と定
に関する文書の			められているため、記録など
保存年限			の保存期限について5年と
			する。

なお、主な基準内容については次の表に記載のとおりです。

(1) 指定地域密着型サービス関係の主な基準内容

P.	<u></u>	ナル電口	主な内容	
	分	主な項目	厚生労働省令	市の考え方
総則	参酌すべき基準	指定地域密着型サービスの 事業の一般原則 (第3条第2項)	事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	<u>地域包括支援セン</u> <u>ターを追加する</u>
		従業者に係る基準 (第3条の4、第3条の5、第3 条の41第1項)	オペレーター、訪問介護員等、保健師又は看護職員、理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士、管理者	省令と同じ
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	従うべき基準	利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの(第3条の7第1項、第3条の8、第3条の23、第3条の25、第3条の33、第3条の38、第3条の41第2項)	内容及び手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、同居家族へのサービス提供の禁止、秘密保持、事故発生時の対応等	省令と同じ
護電護	参酌古	設備基準 (第3条の6)	必要な広さの区画、設備・備品等	省令と同じ
	すべき	運営に関する基準等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 計画の作成、勤務体制の確保 等	省令と同じ
	き基準	記録の整備 (第3条の40第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする
	従	従業者に係る基準 (第6条、第7条)	オペレーター、訪問介護員等、管理 者	省令と同じ
夜間対応型訪問介護	従うべき基準	利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの (第18条の一部)	内容及び手続きの説明及び同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の基準を一部準用	省令と同じ
	参	設備基準 (第8条)	必要な広さの区画、設備・備品等	省令と同じ
HX.	動すべき	運営に関する基準等	夜間対応型訪問介護計画の作成、勤 務体制の確保 等	省令と同じ
	き基準	記録の整備 (第17条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする

区分	<u></u>	主な項目	主な内容	
	<u>.</u>	工は次日	厚生労働省令	市の考え方
		従業者に係る基準 (第42条第1~3・5~7項、 第43条、第45条、第47条) 利用定員	生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、管理者 単独型1日12人以下、共用型1日	省令と同じ
	従うべき基準	(第42条第4項、第46条第1項)	3人以下	THIS II B
辺	準	利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの(第61条の一部)	内容及び手続きの説明及び同意、その他定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の基準を一部準用	省令と同じ
認知症対応型通所介護		設備基準 (第44条)	食堂及び機能訓練室(3㎡に利用定員を乗じた面積以上)、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備等	省令と同じ
		運営に関する基準等	認知症対応型通所介護計画の作成、 勤務体制の確保 等	省令と同じ
	参酌すべき基準	非常災害対策 (第57条)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する
		記録の整備 (第60条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする

57	^	- 大石口	主な内容	
区分		主な項目	厚生労働省令	市の考え方
		従業者に係る基準 (第63条、 第64条、第65条)	介護従業者、看護職員、介護支援専 門員、管理者	省令と同じ
	従うべき基準	利用定員(第66条)	登録定員 25人以下 (サテライト型にあっては18人以下)通いサービス定員:登録定員の2分の1から15人まで(サテライト型にあっては12人まで)宿泊サービス定員:通いサービス定員の3分の1から9人まで(サテライト型にあっては6人まで)	省令と同じ
		設備基準 (第67条第1項・第 2項第2号ロ)	宿泊室の床面積 7.43㎡以上	省令と同じ
小規模多機能型居宅介護	従うべき基準	利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの(第73条第5号・第6号、第78条第2項、第88条の一部)	内容及び手続きの説明及び同意、身体拘束等の禁止、その他定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の基準を 一部準用	省令と同じ
		設備基準 (第67条第1項·第2項·第3 ~5項)	居間及び食堂、台所、宿泊室、浴室、 消火設備その他非常災害に際して 必要な設備等	省令と同じ
		運営に関する基準等	小規模多機能型居宅介護計画の作 成 等	省令と同じ
	参酌すべき基準	非常災害対策 (第82条の2)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する
		記録の整備 (第87条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする

F	<u> </u>	2.6.7.0	主な内容	
区点	ヷ	主な項目	厚生労働省令	市の考え方
		従業者に係る基準 (第90条、第91条、第92条)	介護従業者、計画作成担当者、介護 支援専門員、管理者、代表者	省令と同じ
	従	設備基準 (第93条第2項・第4項)	居室の床面積 7.43㎡以上	省令と同じ
	従うべき基準	利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの(第97条第5項・第6項、第99条第2項、第108条の一部)	内容及び手続きの説明及び同意、身体拘束等の禁止、その他定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の基準を 一部準用	省令と同じ
認知症対応型共同生活	標準とすべき基準	設備基準 (第93条第1項・第2項)	共同生活住居 (ユニット) の数1又は2、共同生活住居の定員5人以上9人以下	省令と同じ
共同生活介護		設備基準 (第93条第2項·第3項·第5 ~7項)	居間、食堂、台所、浴室その他必要 な設備・備品 消火設備その他非常災害に際して 必要な設備等	省令と同じ
		運営に関する基準等	認知症対応型共同生活介護計画の 作成、勤務体制の確保 等	省令と同じ
	参酌すべき基準	非常災害対策 (第108条において準用する 第82条の2)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する
		記録の整備 (第107条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする

let /	/\	ナ ム帝ロ	主な内容		
区分	ガ	主な項目	厚生労働省令	市の考え方	
		従業者に係る基準 (第110条、第111条)	生活相談員、看護職員又は介護職 員、機能訓練指導員、計画作成担当 者、管理者	省令と同じ	
	従うべき基準	利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの(第113条第1~3項、第114条第1項・第2項、第118条第4項・第5項、第129条の一部)	内容及び手続きの説明及び同意、身体拘束等の禁止、その他定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の基準を 一部準用	省令と同じ	
地域密着型特定施設入居者生		設備基準 (第112条)	耐火構造、消火設備、避難路確保等 介護居室、一時介護室、浴室、便所、 食堂、機能訓練室 居室の定員1人(必要と認められる 場合2人)	省令と同じ	
居者生活介護		運営に関する基準等	地域密着型特定施設サービス計画の作成 等	省令と同じ	
	参酌すべき基準	非常災害対策 (第129条において準用する 第57条)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する	
		記録の整備 (第128条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする	

57/	· \	主な項目	主な内容		
区分	<i>ח</i>		厚生労働省令	市の考え方	
		従業者に係る基準 (第131条、第139条第7 項、第146条、第163条第8 項、第167条第2項・第3項)	医師、生活相談員、介護職員又は看護職員(利用者3人に対し1人)、 栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、管理者、ユニット型にあってはユニットリーダー	省令と同じ	
	谷	設備基準 (第132条第1項第1号口、第 160条第1項第1号イ(3))	1人当たり床面積 10.65㎡以上(ユニット型にあっては定員2人の場合21.3㎡以上)	省令と同じ	
地域密着型介護老-	従うべき基準	利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの(第137条第4項·第5項、第139条第8項、第145条、第153条、第155条、第157条の一部、第162条第6項・第7項、第163条第9項、第169条の一部)	内容及び手続きの説明及び同意、身体拘束等の禁止、その他定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の基準を 一部準用	省令と同じ	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	参酌	居室の定員 (第132条第1項第1号イ) 設備基準 (第132条第1項第1号ロ~	1人(必要と認められる場合2人) 居室、静養室、浴室、洗面設備、医 務室、食堂及び機能訓練室	1人。必要と認められる場合は、 <u>2人以</u> 上 4人以下 とする。 省令と同じ	
		第2項、第160条)	消火設備、災害に際して必要な設備、その他必要な設備・備品		
		運営に関する基準等	地域密着型施設サービス計画の作 成、勤務体制の確保 等	省令と同じ	
		非常災害対策 (第157条において準用する 第57条、第169条において準 用する第57条)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する	
		記録の整備 (第156条第2項、第169条 において準用する第156条第 2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする	

₩.	<u></u>	ナヤほ日	主な内容	
区分	ガ	主な項目	厚生労働省令	市の考え方
		従業者に係る基準 (第171条、第172条、第1 73条) 設備基準	従業者、保健師又は看護職員、管理者 宿泊室の床面積 7.43 m ² 以上(病	省令と同じ
	従うご	(第175条第1項·第2項第2 号口)	院又は診療所にあっては6.4 m ² 以上)	TE II C III C
	従うべき基準	利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの(第177条第5号・第6号、第178条、第182条の一部)	内容及び手続きの説明及び同意、身体拘束等の禁止、その他定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の基準を 一部準用	省令と同じ
複合型サービス	標準とすべき基準	利用定員 (第174条)	登録定員 25人以下 通いサービス定員:登録定員の2分 の1から15人まで 宿泊サービス定員:通いサービスの 利用定員の3分の1から9人まで	省令と同じ
ービス		設備基準 (第175条)	居間及び食堂、台所、宿泊室、浴室、 消火設備その他非常災害に際して 必要な設備、その他必要な設備・備 品	省令と同じ
		運営に関する基準等	複合型サービス計画の作成 等	省令と同じ
	参酌すべき基準	非常災害対策 (第182条において準用する 第82条の2)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する
		記録の整備 (第181条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする

(2) 指定地域密着型介護予防サービス関係の主な基準内容

		た地域省有空月暖了例りこと 上 主な項目	主な内容	
	分 	土は供日	厚生労働省令	市の考え方
総則	参酌すべき基準	指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則 (第3条第2項)	事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	<u>地域包括支援セン</u> <u>ターを追加する</u>
		従業者に係る基準 (第5条第1~3・5~7項、第 6条、第8条、第10条)	生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員、管理者	省令と同じ
	従う	利用定員 (第5条第4項、第9条第1項)	単独型1日12人以下、共用型1日 3人以下	省令と同じ
介護卒	従うべき基準	利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処 遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する もの (第11条第1項、第12条、第 33条、第37条)	内容及び手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持、事故発生時の対応 等	省令と同じ
介護予防認知症対応型		設備基準 (第7条)	食堂及び機能訓練室(3 m ² に利用定員を乗じた面積以上)、静養室、相談室、事務室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備等	省令と同じ
症対応型通所介護	45	運営に関する基準等	介護予防認知症対応型通所介護計 画の作成、勤務体制の確保 等	省令と同じ
	参酌すべき基準	非常災害対策 (第30条)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する
		記録の整備 (第40条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする

	^	ナヤゼロ	主な内容	
区分	ガ	主な項目	厚生労働省令	市の考え方
		従業者に係る基準 (第44条、第45条、第46条)	介護従業者、看護職員、介護支援専 門員、管理者	省令と同じ
	従うべき基準	利用定員 (第47条)	登録定員 25人以下 (サテライト型にあっては18人以下)通いサービス定員:登録定員の2分の1から15人まで(サテライト型にあっては12人まで)宿泊サービス定員:通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで(サテライト型にあっては6人まで)	省令と同じ
		設備基準 (第48条第1項·第2項第2号 口)	宿泊室の床面積 7.43㎡以上	省令と同じ
介護予防小規模多機能型居		利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処 遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する もの (第53条、第64条の一部、第67条第2項)	内容及び手続きの説明及び同意、身体拘束等の禁止、その他介護予防認知症対応型通所介護の基準を一部 準用	省令と同じ
后宅介護		設備基準 (第48条第1項·第2項·第3 ~5項)	居間及び食堂、台所、宿泊室、浴室、 消火設備その他非常災害に際して 必要な設備等	省令と同じ
		運営に関する基準等	介護予防小規模多機能型居宅介護 計画の作成 等	省令と同じ
	参酌すべき基準	非常災害対策 (第58条の2)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する
		記録の整備 (第63条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする

	Λ.	2.k#1	主な内容	
区分		主な項目	厚生労働省令	市の考え方
		従業者に係る基準 (第70条、第71条、第72条)	介護従業者、計画作成担当者、介護 支援専門員、管理者、代表者	省令と同じ
	従	設備基準 (第73条第2項・第4項)	居室の床面積 7. 43㎡以上	省令と同じ
	従うべき基準	利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処 遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する もの (第77条、第85条の一部、第 88条第2項)	内容及び手続きの説明及び同意、身体拘束等の禁止、その他介護予防認知症対応型通所介護の基準を一部準用	省令と同じ
介護予防認知症:	標準とすべき基準	設備基準 (第73条第1項·第2項)	共同生活住居 (ユニット) の数1又は2、共同生活住居の定員5人以上9人以下	省令と同じ
介護予防認知症対応型共同生活介護		設備基準 (第73条第2項·第3項·第5 ~7項)	居間、食堂、台所、浴室その他必要 な設備・備品 消火設備その他非常災害に際して 必要な設備等	省令と同じ
		運営に関する基準等	介護予防認知症対応型共同生活介 護計画の作成、勤務体制の確保等	省令と同じ
	参酌すべき基準	非常災害対策 (第85条において準用する第 58条の2)	非常災害時の通報・連携体制の整備、定期的な避難・救出の訓練等	食品・飲料水・その 他災害に際し必要 な物資の備蓄及び 地域住民・他の社会 福祉施設等との連 携協力体制の整備 に努めることを追 加する
		記録の整備 (第84条第2項)	記録の保存期間 2年間	「5年間」とする

7 参考資料

·介護保険法(一部抜粋)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム<u>のうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者</u>)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2、3 略

- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。
 - (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - $(2) \sim (12)$ 略
- 5 <u>市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの</u>とする。

$6 \sim 1.1$ 略

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

- 第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、<u>市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数</u>の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、<u>市</u>町村の条例で定める。
- 3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - (1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - (2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
 - (3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
 - (4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者

<u>のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものと</u> して厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業(第三号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

 $4\sim8$ 略

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

- 第115条の12 略
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54 条の2第1項本文の指定をしてはならない。
 - (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - $(2) \sim (12)$ 略
- 3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

 $4\sim7$ 略

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

- 第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、<u>市町</u> 村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービス に従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基 準は、市町村の条例で定める。
- 3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - (1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者 のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとし て厚生労働省令で定めるもの
- (5) 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。) に 係る利用定員

4~8 略